

浜中町役場新庁舎建設基本計画（案）

平成 29 年 7 月

浜 中 町

— 目 次 —

1 役場新庁舎建設の必要性及び検討経過	
1 役場新庁舎建設に向けた検討経過 1
2 基本計画の位置付け 1
3 現役場庁舎の概要 1
4 現役場庁舎の課題 2
5 役場新庁舎建設の必要性 3
2 役場新庁舎建設の基本的な考え方 4
3 役場新庁舎建設位置に関する考え方	
1 新設避難道路 6
2 役場新庁舎の建設位置 7
3 敷地の利用計画 12
4 役場新庁舎の安全性に関する考え方 14
5 役場新庁舎の規模に関する考え方	
1 行政機能の集約 16
2 役場新庁舎の規模の基礎となる職員及び議員の人数 16
3 役場新庁舎の規模 17
6 役場新庁舎の機能に関する考え方 20
7 役場新庁舎の各フロアの考え方 24
8 事業費の算定と財源対策について 25
9 事業スケジュール（案）について 25

1 役場新庁舎建設の必要性及び検討経過

1 役場新庁舎建設に向けた検討経過

現役場庁舎は、昭和42年の建設以来約50年を経過し、これまで必要な修繕を重ねながら維持管理をしてきましたが、経年による老朽が著しい状況であり、大地震発生などの際、来庁者や職員の安全確保に懸念がありました。

更に、現役場庁舎は、津波浸水区域に位置しているため、津波による浸水のリスクが少ない高台に移転改築し、「災害に強い庁舎」として、施設の安全性を確保することが求められていました。

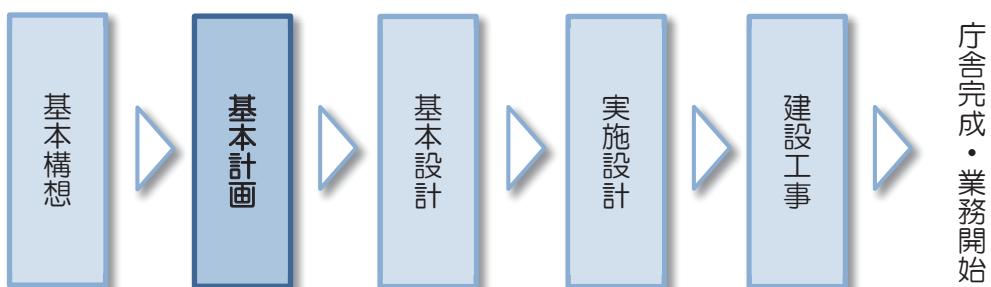
このような状況を踏まえ、町は平成26年4月に「新庁舎建設準備検討会議」を立ち上げ、役場庁舎整備の在り方について検討を行い、一定の方向性を示しながら、町議会やまちづくり懇談会などで議論を深めてきました。

その結果、平成28年10月28日開催の第3回浜中町議会臨時会において、役場庁舎を現役場庁舎裏山の高台へ移転する「浜中町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例」が可決されました。

町では、本年2月に「浜中町役場新庁舎建設基本構想（素案）」を公表し、町民から意見募集を行い、寄せられた意見を参考に4月、「浜中町役場新庁舎建設基本構想」を策定しました。

2 基本計画の位置付け

本計画は、防災機能を備えた役場新庁舎の建設を進めるにあたり、平成29年4月に策定した「浜中町役場新庁舎建設基本構想」を基に、役場新庁舎建設にあたっての基本的な考え方を示すものであり、今後の基本設計・実施設計において詳細な検討を行う際の指針となるものです。



3 現役場庁舎の概要

建築名称	浜中町役場庁舎
所在地	北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1
設計	昭和41年(1966年)
建設	昭和42年(1967年)
建物規模	地上2階 一部地下1階
構造	鉄筋コンクリート造2階建て 一部木造平屋建て
延床面積	1,919.5 m ²

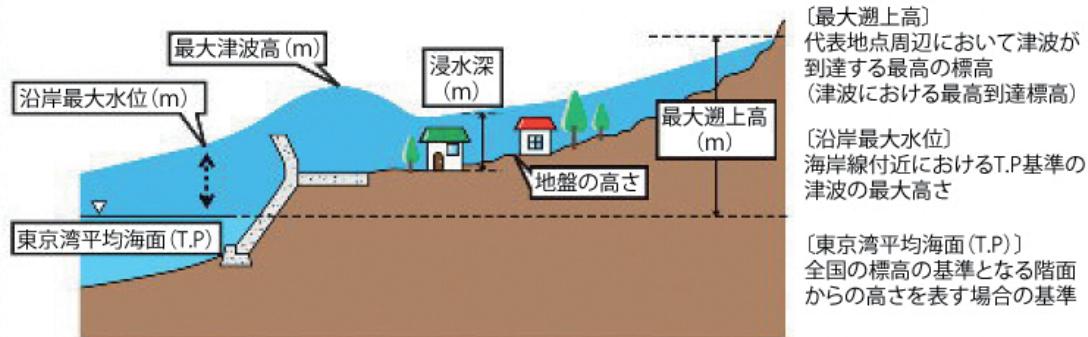
4 現役場庁舎の課題

(1) 津波浸水への懸念

平成 24 年 6 月に北海道より新たな津波浸水予測が示され、現役場庁舎の所在地である霧多布地区で想定される津波の最大遡上高は、東京湾平均海面(T.P.)から 13.9m^{*}となっております。現役場庁舎前の標高は 3.2m となっており、大規模地震が発生した場合、地震の規模や位置、種類によっては現役場庁舎が津波被害を受ける可能性があります。

※参考資料 「太平洋沿岸の津波浸水予測図改定に基づく参考資料」
北海道総務部危機対策局危機対策課

〔最大遡上高と浸水深の概念図〕(浜中町津波防災マップより)



(2) 耐震性の不足による安全性への懸念

現役場庁舎は、昭和 56 年に施行された現行の耐震基準以前の建築物です。平成 27 年 2 月から 5 月にかけて実施した耐震診断では、役場庁舎としての耐震性の目標値である Iso0.75^{*1} に対し、短辺・長辺方向ともに Iso.75 を下回り、最も低い値は 1 階長辺方向で Iso.174 あります。その結果、構造体としての耐震性は「疑問あり」^{*2}との判定となりました。

耐震強度	Is 値が 0.3 未満	Is 値が 0.3 以上 0.75 未満	Is 値が 0.75 以上
建物の地震に対する安全性	倒壊又は崩壊の危険性が高い	倒壊又は崩壊の危険性がある	倒壊又は崩壊する危険性が低い

※¹ 構造耐震判定指標 Iso は階の位置にかかわらず次の式で求める。

$$Iso = E_s \cdot Z \cdot G \cdot U = 0.6 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.25 = 0.75$$

浜中町庁舎の Iso 値は、0.75 となります。

E_s : 耐震判定基本指標で、方向にかかわらず次の値を基準とする。

(第2次診断用 E_s=0.6)

Z : 地域指標で、その地域の地震活動度や想定する地震動の強さによる補正係数
(浜中町 Z=1.0)

G : 地盤指標で、表層地盤の增幅特性、地形効果、地盤と建物の相互作用などによる補正係数
(G=1.0)

U : 用途指標で、建物の用途などによる補正係数 (U=1.25)

※² 構造体の耐震性の判定式

Is ≥ Iso Is : 構造耐震指標 Iso : 構造耐震判定指標

判定式を満足する場合は「安全」とし、そうでなければ耐震性に「疑問あり」とする。

(3) 施設の老朽化による維持管理費高騰の懸念

現役場庁舎は、全体的に老朽化が進行しており、本来であれば大規模改修が必要ですが、現在は危険な箇所について、適宜修繕を行っている状況にあります。今後においては、更なる老朽化の進行により、改修費が嵩んでいく懸念があります。

(4) 庁舎の狭あい化、分散化、ユニバーサルデザイン※対応の懸念

現役場庁舎は、建設当時からの時代の変化に伴い、業務の多様化や行政事務の拡大などにより執務スペースが狭あい化しています。このため、各種申請、申告、相談などに対応するためのスペースや職員の打合せ、作業スペースが不足しております。

現在、総合文化センターに事務所を置く教育委員会や老人福祉・母子健康センターに事務所を置く福祉保健課など、行政部署が分散している状況にあり、住民サービス機能が十分ではありません。

また、現役場庁舎はエレベーターや身障者用トイレの設置など、ユニバーサルデザイン化への対応ができておらず、高齢者や身障者への配慮が十分ではありません。

(5) 高度情報化対応への懸念

現役場庁舎は、電子機器やシステムの拡充を図る中で、庁内のシステム全体のネットワーク化や高度情報化への対応などを推進するには限界があります。

※ユニバーサルデザインとは

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが使いやすく利用しやすいよう、施設や生活環境をデザインすること。

5 役場新庁舎建設の必要性

現役場庁舎は、設備を含めた施設全体の老朽化が著しく、耐震性が大きく不足していることに加え、大規模地震が発生した際には津波被害を受ける可能性があります。来庁者や職員の安全を確保するためには、想定される津波最大週上高の範囲を超えた高所へ早期に役場新庁舎を建設し、災害時における施設自体の安全性を確保しながら、住民生活の安全を確保する防災拠点の役割を果たすことが求められています。

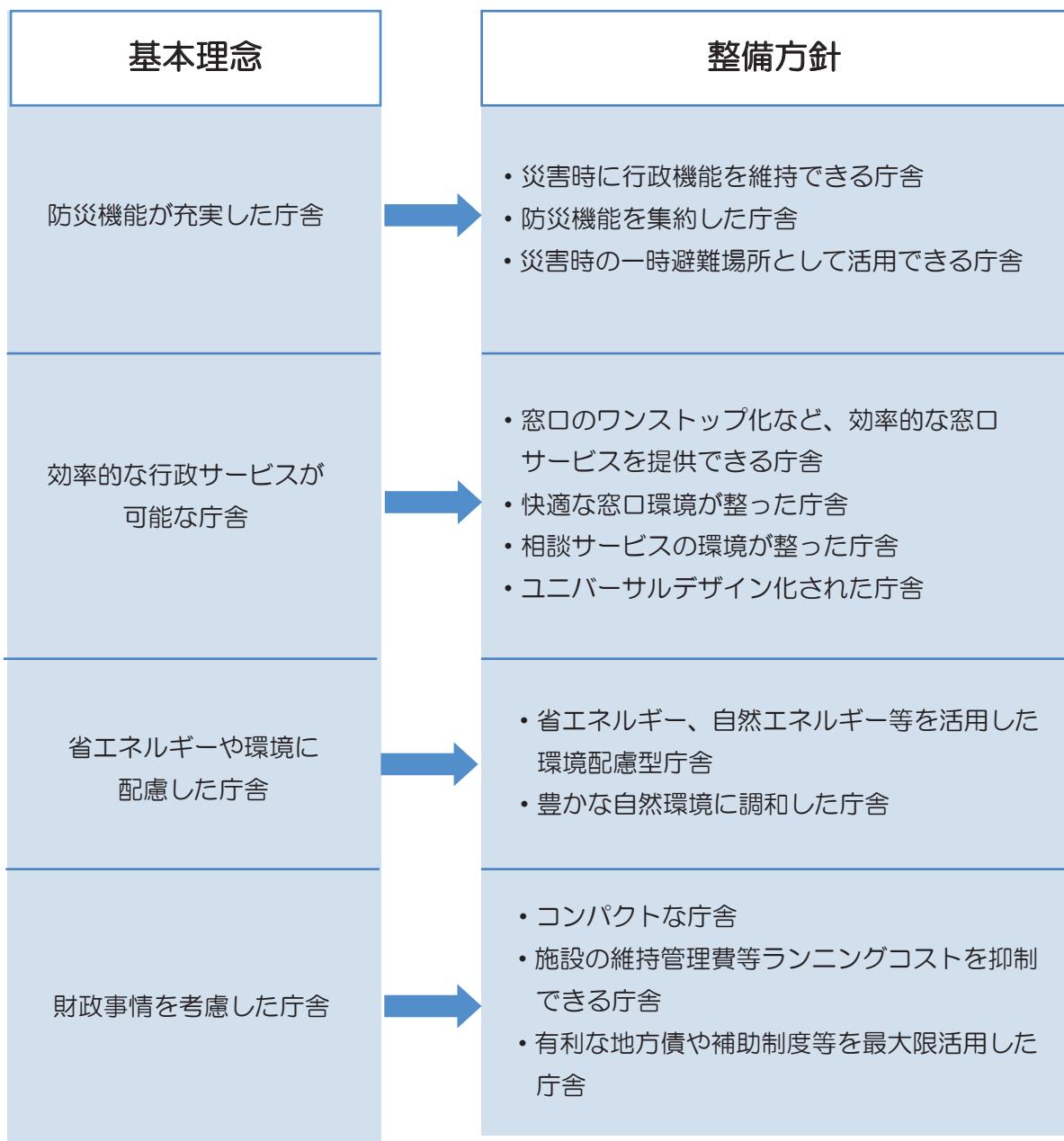
同時に、役場庁舎は行政全般の中核であり、多様化、専門化する業務、高度情報化社会の中にあっても、効率的、機能的に行政サービスを提供する必要があります。そのためには、庁舎の狭あい化や行政機能の分散、ユニバーサルデザイン化への対応など、様々な課題を解消し、誰もが利用しやすく、親しまれる役場新庁舎の建設が求められます。

2 役場新庁舎建設の基本的な考え方

浜中町の次世代へ資産として引き継いでいくことのできる庁舎として、次の4つの基本理念を基に、役場新庁舎に求められる整備方針を検討いたします。

4つの基本理念

- ・防災機能が充実した庁舎
- ・効率的な行政サービスが可能な庁舎
- ・省エネルギー・環境に配慮した庁舎
- ・財政事情を考慮した庁舎



(1) 防災機能が充実した庁舎

- ①想定される津波最大潮上高の範囲を超えた高さに耐震性の高い安全な建物を建設し、災害時ににおいても、町民が安全に利用できる機能や設備を備えた庁舎といたします。
- ②役場新庁舎が防災中枢拠点としての機能を発揮できるよう、現在の防災行政無線、津波防災ステーションの機能などを一括集約した「防災管理室」を設置いたします。
- ③災害時には、役場新庁舎の会議室や議場などを一時避難場所として活用いたします。



【防災会議室イメージ（呉市庁舎）】

(2) 効率的な行政サービスが可能な庁舎

- ①窓口のワンストップ化を図り、町民がスムーズに各種手続きができる効率的な窓口サービスを提供いたします。
- ②ローカウンターやパーティションを組み合わせ、来庁者と職員が会話しやすい窓口環境を整えます。
- ③プライバシー保護に配慮した相談室を設置し、安心して相談ができる環境づくりに努めます。
- ④昇降用エレベーター、多目的トイレ、休憩スペースの設置など、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。



【窓口カウンターイメージ（四万十市庁舎）】

(3) 省エネルギー・環境に配慮した庁舎

- ①浜中町の地域特性や建設敷地の諸条件等を考慮しながら、様々な省エネルギー、新エネルギー技術等を導入し、環境への配慮に努めます。
- ②浜中町の豊かな自然環境に調和したデザインとし、景観に配慮した庁舎といたします。

(4) 財政事情を考慮した庁舎

- ①厳しい財政事情を鑑み、各室のスペースの必要性を十分に検討し、コンパクトにするよう努めます。
- ②施設改修や設備更新など、将来にわたる維持管理費等のランニングコスト抑制に努めます。
- ③有利な地方債や補助制度等を最大限活用することで、将来の財政負担の軽減に努めます。

3 役場新庁舎建設位置に関する考え方

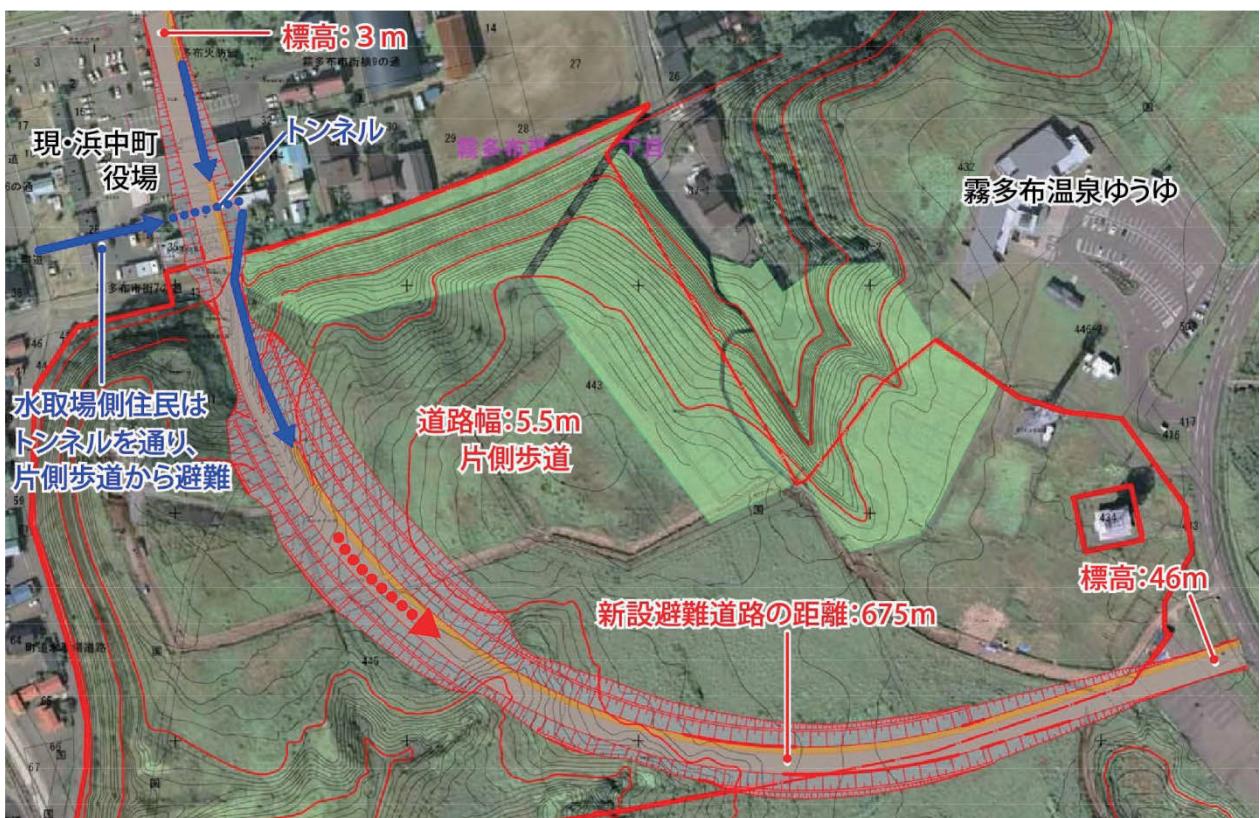
1 新設避難道路

役場庁舎の高台移転に伴い、霧多布市街地から高台へ抜ける避難道路を新設いたします。避難道路が現状の2本から3本へと増設されることで、災害時に高台へ速やかに避難できるようになるとともに、役場新庁舎への車両動線として活用することで利便性を高めます。



■新設避難道路の考え方

- ①新設避難道路は、霧多布中央通から湯沸の既設道路をつなぎます。(距離: 675m)
- ②車道幅は霧多布中央通と同じ幅で造成いたします。(車道幅: 5.5m)
- ③歩道は「ゆうゆ」や役場新庁舎建設予定地側の片側とすることで、造成費用を抑制いたします。
- ④水取場側から通り抜けできるトンネルを作ることで、歩道を利用しやすくいたします。



2 役場新庁舎の建設位置

役場新庁舎の建設位置については、地震や津波等の災害時において、人命と財産の安全が十分に確保されることを最優先とし、建設予定地である湯沸山の高台の中で、様々な条件を抽出しながら十分に比較検討して決定いたします。

(1) 建設位置の選定条件

以下の条件を比較検討し、最も望ましい建設位置を選定いたします

- ①安全を確保できる高さ（津波最大週上高 13.9m）
- ②十分な駐車スペースなど、敷地面積の確保
- ③建設位置による切土・盛土など、造成工事費の比較検討
- ④災害時避難の際のスムーズな車両動線の比較検討
- ⑤長期的視点での敷地活用の検討（他の公共施設等の高台移転など）
- ⑥霧多布中央通（避難道）から庁舎建設位置までの距離と道路勾配
- ⑦役場新庁舎完成までの事業期間
- ⑧役場新庁舎からの景観や周囲への影響

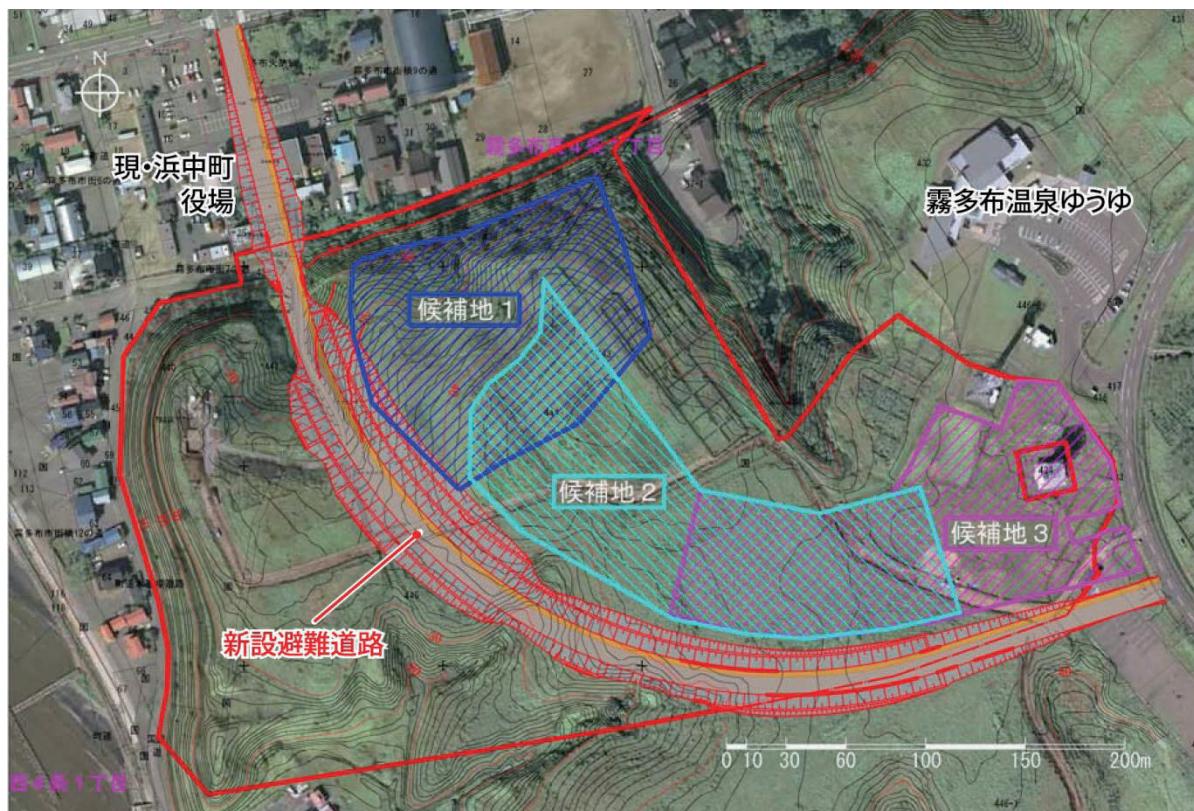
(2) 建設位置候補の選定

3ヶ所の候補地を選定し、比較検討をいたします。

候補地 1【霧多布市街地に近接したエリア】

候補地 2【湯沸山頂エリア】

候補地 3【「ゆうゆ」隣接エリア】



候補地1【霧多布市街地に近接したエリア】



2017年 (H29)		2018年 (H30)		2019年 (H31)		2020年 (H32)		2021年 (H33)		2022年 (H34)	
1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
基本設計		実施設計									
				開発行為							
								造成工事① (5年以上) (庁舎敷地+二車道路)			
									△新庁舎竣工目標		

選定条件		評価	
① 安全を確保できる高さ (津波最大遡上高 13.9m) 以上	海拔高さ: 16m	津波発生時に津波遡上の恐れなし	◎
② 十分な駐車スペースなど 敷地面積の確保	敷地面積: 15,000 m ²	十分な面積を確保可能	○
③ 建設位置による切土・盛土など 造成工事費の比較検討	切土: 630,000 m ³ 盛土: 2,500 m ³ 造成費: 約 33.5 億	切土が多く、造成費が嵩む	×
④ 災害時避難の際 スムーズな車両動線の比較検討	敷地入口: 1ヶ所 (道路から直接出入)	出入口に勾配があり、入りづらい	△
⑤ 長期的視点での敷地活用の検討 (他の公共施設等の高台移転など)	隣接した平場無し	役場新庁舎に隣接した施設とするためには、新たに大規模な造成が必要	×
⑥ 霧多布中央通（避難道）から 庁舎建設位置までの距離と道路勾配	約 100m 7.5% 勾配	市街地から最も近いが、避難道路がやや急勾配となる	○
⑦ 役場新庁舎完成までの事業期間	約 10 年	敷地造成に 7~8 年かかるため、平成 32 年度までの庁舎建設が困難	×
⑧ 役場新庁舎からの景観や 周囲への影響	切土法面に囲まれる 保安林を造成する	造成範囲が保安林にかかっている 3 方向を切土法面に囲まれ、市街地からの景観が悪化。日陰の懸念もあり	×

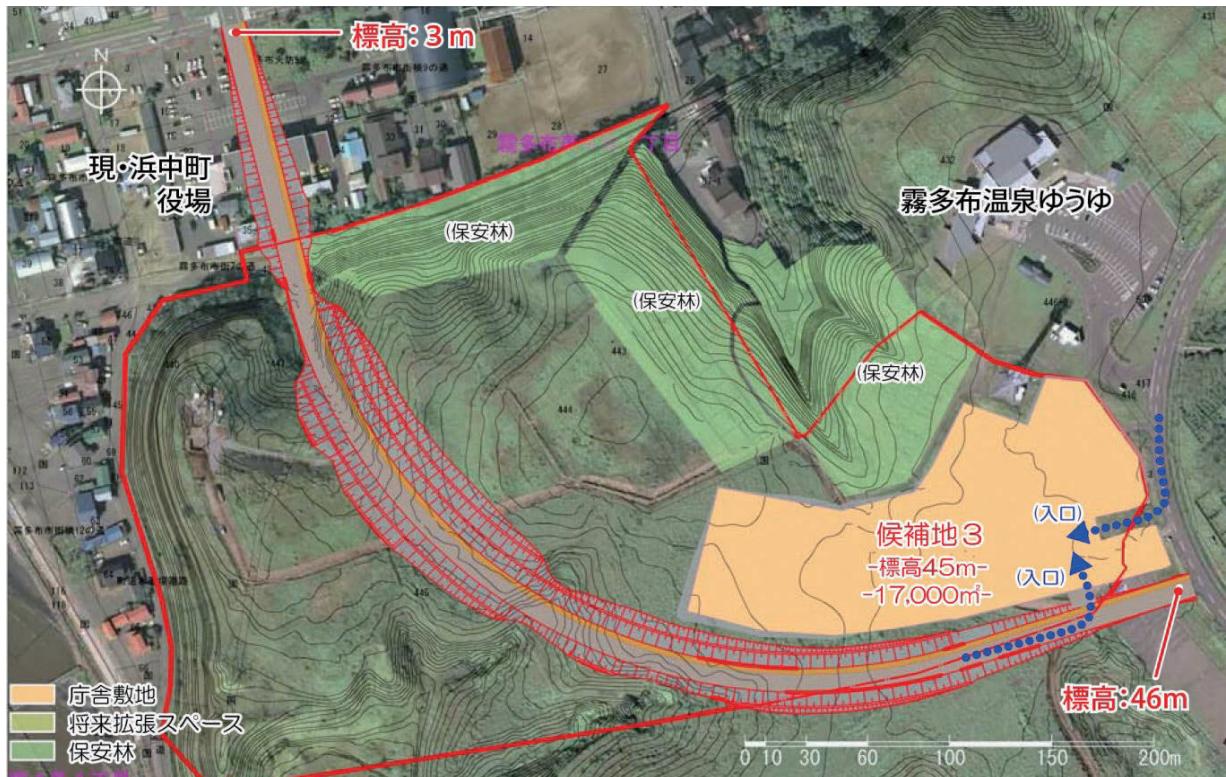
候補地2【湯沸山頂エリア】



2017年 (H29)			2018年 (H30)			2019年 (H31)			2020年 (H32)			2021年 (H33)			2022年 (H34)				
1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
基本設計	実施設計	確認申請	開発行為	仮設道路 敷地造成 (建設地先行)					庁舎建設			現庁舎解体				本設道路 (現庁舎部)			
↓新庁舎竣工目標																			

選定条件		評価	
① 安全を確保できる高さ (津波最大遡上高 13.9m) 以上	海拔高さ：42m	津波発生時に津波遡上の懼れなし	◎
② 十分な駐車スペースなど 敷地面積の確保	敷地面積：18,700 m ²	十分な面積を確保可能 想定機能をすべて敷地内に配置可能	◎
③ 建設位置による切土・盛土など 造成工事費の比較検討	切土：135,000 m ³ 盛土：9,000 m ³ 造成費：約 13.9 億	候補地 1 より大幅に造成費が少ない 敷地内の盛土範囲が案 3 より多い	○
④ 災害時避難の際の スムーズな車両動線の比較検討	敷地入口：1ヶ所 (道路から直接出入)	出入口に勾配がなく、入りやすい	○
⑤ 長期的視点での敷地活用の検討 (他の公共施設等の高台移転など)	「ゆうゆ」との間の 土地を活用可能	敷地周辺に大規模な造成を行わなく ても建設可能な敷地あり	◎
⑥ 霧多布中央通（避難道）から 庁舎建設位置までの距離と道路勾配	約 600m 6.8% 勾配	市街地から離れるため、徒歩でのア クセスが困難	△
⑦ 役場新庁舎完成までの事業期間	約 2.5 年	庁舎建設前の造成工事に時間がかか らないため、平成 32 年度までの庁舎 建設が可能	○
⑧ 役場新庁舎からの景観や 周囲への影響	市街地から見える 四方を見渡せる	市街地から庁舎が最もよく見える ゆうゆへの視線に配慮する必要あり 保安林には影響しない	○

候補地3【「ゆうゆ」隣接エリア】



2017年 (H29)			2018年 (H30)			2019年 (H31)			2020年 (H32)			2021年 (H33)			2022年 (H34)				
1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
● 基本設計	● 実施設計	● 確認申請	● 開発行為 (建設地先行)	● 敷地造成 (建設地先行)	● 庁舎建設	● 現庁舎解体	● 引越し	● 本設道路	● 本設道路 (現庁舎部)	● 新庁舎竣工目標									

選定条件		評価	
① 安全を確保できる高さ (津波最大遡上高 13.9m) 以上	海拔高さ : 45m	津波発生時に津波遡上の恐れなし	◎
② 十分な駐車スペースなど 敷地面積の確保	敷地面積 : 17,000 m ²	十分な面積を確保可能 想定機能をすべて敷地内に配置可能	◎
③ 建設位置による切土・盛土など 造成工事費の比較検討	切土 : 130,000 m ³ 盛土 : 15,000 m ³ 造成費 : 約 13.2 億	3案の中で最も造成費が少ない 盛土範囲がやや広い	○
④ 有事避難の際の スムーズな車両動線の比較検討	敷地入口 : 2ヶ所	出入口に勾配がなく、入りやすい 既存道路も避難動線として活用可能なため、渋滞しにくい	◎
⑤ 長期的視点での敷地活用の検討 (他の公共施設等の高台移転など)	道路に繋がる平場なし 「ゆうゆ」隣接	隣接敷地は道路から直接出入りできないため、隣地を活用しにくい	△
⑥ 霧多布中央通（避難道）から 庁舎建設位置までの距離と道路勾配	約 600m 6.4% 勾配	市街地から離れるため、徒歩でのアクセスが困難	△
⑦ 役場新庁舎完成までの事業期間	約 2.5 年	庁舎建設前の造成工事に時間がかかるため、平成 32 年度までの庁舎建設が可能	○
⑧ 役場新庁舎からの景観や 周囲への影響	市街地から隠れる ゆうゆ眺望を損ねない	市街地からはほぼ見えない 保安林には影響しない	×

(3) 建設位置の各選定条件の評価

3ヶ所の候補地について、各選定条件の評価は以下のとおりです。

選定条件	候補地 1 〔市街地近接〕	候補地 2 〔湯沸山頂〕	候補地 3 〔ゆうゆ隣接〕
① 安全を確保できる高さ (津波最大潮上高 13.9m) 以上	◎	◎	◎
② 十分な駐車スペースなど 敷地面積の確保	○	◎	◎
③ 建設位置による切土・盛土など 造成工事費の比較検討	×	○	○
④ 災害時避難の際の スムーズな車両動線の比較検討	△	○	◎
⑤ 長期的視点での敷地活用の検討 (他の公共施設等の高台移転など)	×	◎	△
⑥ 霧多布中央通（避難道）から 庁舎建設位置までの距離と道路勾配	○	△	△
⑦ 役場新庁舎完成までの事業期間	×	○	○
⑧ 役場新庁舎からの景観や周囲への影響	×	○	×
〔総合評価〕	×	◎	△

〔主な評価〕

- ・各案とも①津波時の安全確保、②敷地面積確保を満たしております。
- ・「候補地 1」：市街地から近い敷地のため、避難距離が短いという利点がありますが、③造成工事費、⑦庁舎完成までの事業期間、⑧周囲への影響の面で大きな課題があります。
- ・「候補地 2」：市街地からやや遠くなる欠点はありますが、他の選定条件をほぼすべて満たしております。特に役場新庁舎からの眺望が候補地の中で最も優れ、長期的視点での敷地活用も可能となります。
- ・「候補地 3」：市街地からやや遠くなる点、霧多布市街地から庁舎が隠れてしまうという課題があります。更に、周辺敷地に将来施設を移転しやすい土地を確保できない点も懸念されます。

役場新庁舎建設位置は、候補地 2【湯沸山頂エリア】で検討を進めます。

候補地 2 の課題である「霧多布市街地から離れている点」については、自家用車で来庁することができない町民の利便性確保のため、霧多布市街地からの車両運行等も十分検討いたします。

3 敷地の利用計画

(1) 配置計画の基本方針

- ①役場新庁舎は周辺環境との調和に配慮した配置といたします。
- ②来庁者や職員にとってわかりやすく、利用しやすい配置といたします。
- ③日当たりを考慮した配置や風雪の影響を受けにくい建物平面形状といたします。
- ④防災拠点として機能する建物や駐車スペースの配置といたします。

(2) 配置計画の考え方

①役場新庁舎

- ・役場新庁舎の周辺には建物等を配置せず景観に配慮いたします。
- ・役場新庁舎からの眺望（霧多布市街地、浜中湾、琵琶瀬湾）を生かせる配置といたします。
- ・日当たりの良さを生かせる配置といたします。

②駐車場

- ・来庁者が利用しやすく、かつ、駐車場整備費を抑えるため、平面駐車場を基本といたします。
- ・駐車区画、駐車場内の通路を広く確保するなど、利用のしやすさに配慮いたします。
- ・来庁者と職員の駐車場は、必要数を確保して分離し、わかりやすさに配慮いたします。
- ・身障者用駐車場は、建物入口近くに配置することで、雨天時の利用などに配慮いたします。

■必要駐車場台数内訳

区分	台数	備考
来庁者用	約 60 台	身障者用駐車場 3 台分を含む
職員用	約 110 台	役場新庁舎に配置する全職員分
合計台数	約 170 台	

③公用車保管スペース

- ・公用車の所有台数分の駐車スペースを確保いたします。
- ・公用車は車庫に入る車両と屋外に駐車する車両を区分し、車庫の必要数は今後検討いたします。
- ・公用車を管理するための公用車整備庫や洗車スペースを確保いたします。
- ・公用車のタイヤ等を収納する倉庫は、必要に応じて整備を検討いたします。

■公用車保有台数

区分	台数	備考
現役場庁舎	38 台	教育委員会専用車を含む
老人福祉・母子健康センター	6 台	社会福祉協議会への貸与車両を除く
合計台数	44 台	

④その他

- ・福祉ベッドや選挙用物品、イベント用物品などを収納する屋外物品庫を整備いたします。
- ・災害時に自家用車で避難される方が新役場庁舎敷地へ渋滞することなく入ることができます。敷地への出入口を広くするとともに、敷地内の動線を考慮いたします。
- ・緊急物資の受け入れ等を考慮し、ヘリポートを建物敷地内に整備するよう検討いたします。

(3) 配置計画イメージ

現時点での避難道路と敷地内の配置計画のイメージ図は以下のとおりです。今後の作業の中で更に検討を重ね、決定してまいります。



上記イメージ図のとおり、新庁舎と周辺の配置計画のバランスを考慮し、

役場新庁舎の階数は 3 階建て として検討を進めます。

4 役場新庁舎の安全性に関する考え方

(1) 耐震性能の選定

「官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）」では、人命の安全確保や官庁施設の機能確保を目的として、耐震安全性の目標を下表のように定めております。

役場新庁舎は、構造体（柱、梁、床など）は「I類」、建築非構造部材（天井材、間仕切壁、外壁外装材など）は「A類」、建築設備は「甲類」に相当する耐震性能を持たせる方針とし、災害対策活動の拠点施設として備えるべき耐震安全性を確保いたします。

〔官庁施設の総合耐震計画基準（一覧）〕

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 【重要度係数：1.5】
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 【重要度係数：1.25】
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。 【重要度係数：1.0】
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次被害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られるとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

(2) 構造種別の選定

建物の構造種別には、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造といった区分があります。役場新庁舎は、強い風雪や潮風にさらされる厳しい自然環境の中で長期にわたり機能を維持していく必要があることから、耐久性、耐候性を最重視いたします。そのうえで工期、経済性に優れた「鉄筋コンクリート造」を主体として計画を進めます。

構造	耐久性 耐候性	耐火性	振動	柱スパン	工期	経済性
鉄筋コンクリート造	◎	◎	◎	△	○	○
鉄骨鉄筋コンクリート造	◎	◎	◎	○	△	△
鉄骨造	△	△	△	◎	◎	◎
木造（大断面集成材等）	△	△	△	△	○	△

(3) 耐震性能の高い構造方式の選定

浜中町を含む北海道東部は、全国でも地震危険度の高い地域（出典：政府・地震調査研究推進本部）となっております。そのため、地震発生後も一時避難場所としての機能を備えながら、行政サービスを維持しつつ、長く施設を使用していくことができるよう、地震後の補修等が少ない施設とすることが望まれます。

役場新庁舎は、大地震時に躯体、天井や壁などの非構造部材、家具、設備機器の被害が生じにくい「免震構造」を採用し、長く使用できる安心・安全な庁舎といたします。

〔耐震・免震・制震構造比較概念図〕

	耐震構造	免震構造	制震構造		
イメージ図					
特徴	柱や耐震壁などにより頑丈な建物の躯体をつくることで、地震で建物の各部分が破壊しないだけの強度を確保する構造	地盤と建物間に免震装置を設けることにより、建物に伝わる地震の揺れを吸収する構造	建物内に設置された制震装置が地震エネルギーを吸収することで建物の損傷を抑える構造		
大地震時の躯体損傷	大地震時に躯体損傷が生じる可能性がある	△	大地震時の躯体損傷が生じにくい ◎	耐震構造よりは躯体損傷しにくいか、免震構造には劣る ○	
大地震時の天井・壁・家具の被害	建物自体で地震の揺れを直接受けるため、家具や天井の転倒・落下対策が必要	△	建物自体の揺れを低減するため、家具や天井の転倒・落下が生じにくい ◎	建物自体で地震の揺れを直接受けるため、家具や天井の転倒・落下対策が必要 △	
大地震時の設備損傷	免震構造に比べて、強い固定や、免震床の設置検討が必要	△	サーバー室等への免震床設置が不要 接続配管を可動仕様とすることで対応可能 ○	免震構造に比べて、強い固定や、免震床の設置検討が必要 △	△
設計時の申請手続	特別な申請は不要	○	大臣認定が必要なため、設計時の申請期間が3~4カ月程度長くなる △	大臣認定が必要なため、設計時の申請期間が3~4カ月程度長くなる △	△
工期	標準的な工期設定が可能	○	免震装置の製作期間を見込む必要がある 免震設置用基礎、免震装置取付の工期が必要 △	制震装置の製作期間を見込む必要がある 制震装置取付工期が必要 △	△
維持管理	免震・制震装置のような定期点検は不要	○	専門業者による定期点検が必要 △	専門業者による定期点検が必要 △	△
費用比較	1.0（基準）	○	1.2 △	1.05 ○	
評価	○	◎	△		

5 役場新庁舎の規模に関する考え方

1 行政機能の集約

役場新庁舎の配置部署については、現状の組織機構を基本としつつ、老人福祉・母子健康センターで業務を行っている福祉保健課、総合文化センターで業務を行っている教育委員会（生涯学習課を除く）を役場新庁舎に集約する方向で検討を進めます。

2 役場新庁舎の規模の基礎となる職員及び議員の人数

役場新庁舎の規模の基礎となる職員数は、自治体の業務が多様化・専門化していく状況の中、現在の組織機構と機能を維持し、安定した行政サービスを提供していく必要があることから、現状における職員数で検討を進めます。

また、現在、現役場庁舎で業務を行っている職員は臨時職員等を含め 80 人ですが、行政機能を集約する福祉保健課、教育委員会（生涯学習課を除く）の職員 30 人を加えた 110 人で算定いたします。

議員数は、「浜中町議会の議員の定数を定める条例」で議員の定数を 12 人としていることから、現在の 12 人で算定いたします。

基礎となる職員及び議員数 職員 110 人 + 議員 12 人 = 122 人

■役場新庁舎に配置する職員数内訳

部署等	特別職・職員	再任用・嘱託・臨時	合計	集約内訳
特別職（町長・副町長）	2		2	現役場庁舎 勤務職員数 80 人
総務課	13	1	14	
防災対策室	3		3	
企画財政課	8	1	9	
商工観光課	4	1	5	
税務課	9		9	
町民課	9	1	10	
水産課	6		6	
建設課	7	1	8	
水道課	7		7	
出納室	2	1	3	
議会事務局	2	1	3	
監査事務局	1		1	
福祉保健課	14	5	19	行政機能集約 による職員数 30 人
特別職（教育長）	1		1	
教委管理課	6	3	9	
教委指導室	1		1	
合 計	95	15	110	

3 役場新庁舎の規模

役場新庁舎の規模（延床面積）については、福祉保健課や教育委員会（生涯学習課を除く）を集約した後の職員数等を踏まえて検討する必要があります。

また、役場新庁舎は「防災機能が充実した庁舎」とすることから、「防災管理室」や「防災対策本部室」、災害時の炊出機能として必要な「調理室」の設置などについて検討を進めます。

現時点では、各室の積み上げから必要面積を $4,288\text{ m}^2$ としておりますが、総務省や国土交通省の基準による面積算定数値なども参考に、効率的な執務空間を考慮し、コンパクトな庁舎となるよう努めます。

■各種庁舎面積算定数値（参考）

①	現在の行政機能面積と新たに加える機能面積からの算定	3,753.2 m^2
②	総務省の「地方債同意等基準運用要綱」による算定	4,306.6 m^2
③	国土交通省の「新営一般庁舎面積算出基準」による算定	4,266.9 m^2
④	各室の積み上げによる必要面積（現時点の想定）	4,288.0 m^2

①現在の行政機能面積と新たに加える機能面積からの算定

現役場庁舎	老人福祉・母子健康センター (福祉保健課)	総合文化センター (教育委員会)	必要機能面積*
1,919.5 m^2	396.7 m^2	698.6 m^2	738.4 m^2
現在の行政機能 $3,014.8\text{ m}^2$ + 新たに加える機能 $738.4\text{ m}^2 = 3,753.2\text{ m}^2$			

現役場庁舎に集約する福祉保健課、教育委員会（生涯学習課を除く）の執務場所である老人福祉・母子健康センターと総合文化センターから執務スペースや会議室などの必要機能を加えるとともに、新たに役場新庁舎に必要と思われる機能を加えた面積は上記のようになります。

*必要と思われる機能は「④各室の積み上げによる必要面積」(19 ページを参照) の「新設面積」欄の数値を計上しております。

②総務省の地方債同意等基準運用要綱による算定

現在の行政機能面積 (現役場庁舎・福祉保健課・教育委員会) $3,014.8\text{ m}^2$		地方債同意等基準運用要綱（総務省）による 算定面積 $122\text{ 人} \times 35.3\text{ m}^2 = 4,306.6\text{ m}^2$
--	---	--

役場新庁舎建設の財源については、地方債の活用により確保することが一般的であり、地方債を所管する総務省では、地方債同意等基準運用要綱により標準的な面積の基準を定めております。

平成 29 年度運用要綱では、「防災対策事業」における庁舎移転に関する面積の要件として「入居職員数×職員一人当たり面積（ 35.3 m^2 ）と移転前面積を比較して大きい方」と規定されており、これに職員及び議員数を当てはめると上記のようになります。

③国土交通省の「新営一般庁舎面積算出基準」による算定

(単位 : m²)

区分	職員数 A	換算率 B	換算人員 C (A×B)	単位床面積 D m ² /人	床面積 E (C×D)m ²
事務室	理事者	3	6.0	18.0	4
	部長職	—	2.5	—	4
	課長職	14	2.5	35.0	4
	課長補佐・係長職	—	1.8	—	4
	係長職	32	1.8	57.6	4
	一般職員・嘱託等	61	1.0	61.0	4
執務面積 小計①		110		171.6	
686.4+68.6=755.0			執務面積割増 小計①の 10%		68.6
会議室	職員 100 人当たり 40 m ² 、10 人増すごとに 4 m ²				44.0
	会議室の面積割増 10%				4.4
倉庫	事務室面積×13% (686.4×0.13) ※割増前の数値				89.2
宿直室	1 人当たり 10 m ²				10.0
庁務員室	1 人当たり 10 m ²				10.0
湯沸室	標準 6.5 m ² ～13 m ² (13 m ² ×3F 仮定)				39.0
受付及び巡回溜	最小 6.5 m ²				6.5
便所及び洗面所	職員数 100 人以上				46.0
医務室	職員数 100 人以上				45.0
売店	職員数 150 人以上				—
食堂及び喫茶室	職員数 100 人以上				54.0
附属面積 小計②					348.1
業務支援機能	相談室 200 m ² 、会議室（大）300 m ² 、会議室（中）100 m ² 、会議室（小）70 m ² 、防災対策本部室 100 m ² 、災害備蓄庫 50 m ² 、福祉保健集会室 158.2 m ² 、調理室 80 m ² 、印刷室 32.4 m ² 、電算室 31 m ²				1,121.6
議会機能	起債基準準用 35 m ² /人×12 人=420 m ²				420.0
福利厚生機能	更衣室 70 m ² 、休憩室 100 m ²				170.0
その他	防災管理室				80.0
固有業務面積 小計③					1,791.6
機械室	冷暖房の場合（小規模庁舎）、1,000 m ² 以上				176.0
電気室	冷暖房の場合、高圧受電 1,000 m ² 以上				61.0
自家発電機室					29.0
設備関係面積 小計④					266.0
玄関、廊下等	(小計①+②+③+④=3,160.7 m ²) ×0.35				1,106.2
交通部分面積 小計⑤					1,106.2
合 計					4,266.9

※「固有業務面積 小計③」については、新営一般庁舎面積算出基準がないため、「④各室の積み上げによる必要面積（現時点の想定）」(19 ページ参照) に記載している室の面積を計上しております。

④各室の積み上げによる必要面積（現時点の想定）

(単位：m²)

区分	室名等	必要面積	室数	合計面積	避難面積	新設面積
特別職関係	町長室	31.9	1	31.9		
	副町長室	28.4	1	28.4		28.4
	教育長室	28.4	1	28.4		
	小計	88.7				28.4
議会関係	議場	162.6	1	162.6	162.6	
	議員控室	61.2	1	61.2	61.2	
	議長室	26.2	1	26.2	26.2	
	議会事務局	33.3	1	33.3	33.3	
	小計	283.3			283.3	
その他 執行機関	監査委員室	30.0	1	30.0	30.0	
	小計	30.0			30.0	
事務関係	事務スペース	868.3		868.3		
	小計	868.3				
会議室等	相談室	35.0	4	140.0	140.0	140.0
	保健相談室	30.0	2	60.0	60.0	
	会議室（大）	300.0	1	300.0	300.0	
	会議室（中）	100.0	1	100.0	100.0	
	会議室（小）	35.0	2	70.0	70.0	
	福祉保健集会室	158.2	1	158.2	158.2	
	小計	828.2			828.2	140.0
防災関係	防災管理室	80.0	1	80.0		80.0
	防災対策本部室	100.0	1	100.0		100.0
	災害備蓄庫	50.0	1	50.0		50.0
	小計	230.0				230.0
その他 執務関係	印刷室	32.4	1	32.4		
	電算室	31.0	1	31.0		
	物品庫	83.7	1	83.7		
	書庫	520.3	1	520.4		
	小計	667.5				
福利厚生	給湯室	13.0	3	39.0		
	調理室	80.0	1	80.0		80.0
	宿直室	16.4	1	16.4		
	更衣室	35.0	2	70.0		
	トイレ	64.0	3	192.0		
	休憩室	100.0	1	100.0	100.0	100.0
	小計	497.4			100.0	180.0
交通部分等	職員玄関	10.3	2	20.6		
	正面玄関（風除室）	24.0	1	24.0		
	玄関ホール	70.0	1	70.0		
	廊下	390.0	1	390.0		
	廊下等	130.0	1	130.0		
	小計	634.6				
設備関係	機械室	100.0	1	100.0		100.0
	電気室	60.0	1	60.0		60.0
	小計	160.0				160.0
合計				4,288.0	1,241.5	738.4

6 役場新庁舎の機能に関する考え方

(1) 防災機能

①防災管理室

- ・防災行政無線の機器や津波防災ステーションの機能を集約し一括管理いたします。

②災害対策本部室

- ・災害時に災害対策本部を設置し、本町の災害対策の拠点といたします。

③避難所収容機能

- ・各種会議室や議会関連諸室などを災害時に一時避難者を収容できるスペースとして使用できるよう検討いたします。(避難スペース目安 1,160 m²)

■避難所収容人口の考え方

霧多布・湯沸地区避難人口※	1,080 人
ゆうゆ避難所 収容人口	500 人
役場新庁舎避難所 収容人口	580 人

※平成 24 年 6 月に北海道が示した津波浸水予測では湯沸地区も浸水域となっております。

避難人口については浜中町人口ビジョン地区別人口推計を参考に、役場新庁舎の業務開始予定である平成 33 年度時点を想定するものです。

■避難スペース目安の考え方

避難人口(人) × 有効避難単位面積(m ² /人) = 避難スペース(有効避難面積m ²)
役場新庁舎避難人口 580 人 × 2 m ² /人 = 1,160 m ² (避難スペース目安)

※有効避難単位面積(m²/人)は「都市公園事業設計要領：北海道」を参考にしております。

④災害備蓄庫

- 災害時における一時避難者の非常食と生活用品を備蓄いたします。(3 日分)

⑤ライフライン途絶時の対応

- 災害時に多くの一時避難者への給水が可能となる給水システムを検討いたします。
- 浄化槽を設置することにより、災害時においても平常時と同様、トイレ使用が可能となるよう検討いたします。
- 72 時間(3 日間)連続運転が可能な自家発電機を設置し、災害時の電力を確保いたします。
- 空調、ガス、情報等の途絶時にも、災害対策活動や通常業務を継続できる自立性を備えたライフライン確保に向け、バックアップ機能の導入を検討いたします。

(2) 来庁者サービス機能

①案内機能

- ・来庁者が迷わず庁舎内の目的の場所まで行けるよう、総合案内デスクや施設案内表示の設置を検討いたします。

②窓口機能

- ・1階の玄関ホール近くに町民の利用が多い窓口業務部署を配置いたします。
- ・来庁者の利便性やサービス向上のため、「ワンストップサービス」を採用いたします。
- ・ワンストップサービスには「総合窓口型」と「職員出張型」があり、浜中町に適した方式を検討いたします。
- ・窓口部署は、来庁者と職員がコミュニケーションを取りやすいよう、パーティションによって仕切ったブース形状のローカウンターを配置し、申請や発行など、短時間の対応窓口はハイカウンターを基本といたします。

方式	模式図	特徴
総合窓口型 窓口職員が複数の分野に跨る手続きや証明を行い、専門的な分野については、後ろに控える職員が対応する。 対応職員は1人のみ。	<p>【来庁者】 → 総合窓口 一つの窓口で全ての手続きが完了 【職員】 A課、B課、C課 一人の職員で複数の処理を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなシステムの導入が必要。 ・複数分野の窓口業務に精通した職員の育成が必要。
職員出張型 窓口の前にコンシェルジュを設置し、用途に応じた窓口に来庁者を案内する等で対応。 1人の来庁者に対し、複数の担当職員が対応する。	<p>【来庁者】 (案内) → 戸籍証明、福祉、税務 来庁者が目的の窓口に移動 目的別窓口 【職員】 A課、B課、C課 各課の職員が窓口に出向く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状からの大きなシステム改修は不要。 ・基本的には各部署の配置を変えることで対応。 ・現状に加え、総合窓口担当職員の配置が必要。

③相談機能

- ・窓口部署の近くにプライバシー保護に配慮した相談室を設置するなど、安心して相談ができるよう検討いたします。

④来庁者利用機能

- ・町民に親しまれ、憩いの場となる庁舎を目指し、休憩コーナーの設置や周辺を一望できる展望室の設置を検討いたします。
- ・大型情報表示モニター等を設置し、来庁者へ行政情報や議会情報のほか、町の観光イベント情報なども発信できるよう検討いたします。
- ・庁舎内の全ての場所で公衆無線LANが使用できるよう検討いたします。
- ・金融機関等のATMの設置を検討いたします。
- ・年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もがわかりやすく使いやすいユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めます。

(3) 執務機能

①効率的な執務空間

- ・効率的に業務が行えるよう、関連性が高い部署を近接して配置いたします。
- ・職員間のコミュニケーションと将来のレイアウト可変性を確保するため、部署ごとに間仕切りするようなスペースの固定化を原則行わず、見渡しの良いオープンなフロア構成とOAフロアの採用を検討いたします。
- ・省スペース化とコスト削減を図るため、ユニバーサルレイアウト※の導入を検討いたします。

②効率的な文書管理

- ・書類等の保管場所は、文書管理等の改善により省スペース化を図ります。
- ・必要に応じて耐火金庫や耐火書庫の設置について検討いたします。

※ユニバーサルレイアウトとは

事務室内の机のレイアウトを固定化し、机に合わせて課を配置する手法で規則的な配置と固定化により、スペース利用の効率化や組織改編や増員時にレイアウト変更せずにに対応できる効果があります。

(4) 議会機能

①独立性、セキュリティの確保

- ・議会関連諸室については、その他の部署と明確に区分し、議会の独立性を確保いたします。
- ・正・副議長室、議員控室等には扉や錠を設け、セキュリティを確保いたします。

②町民に開かれた議会

- ・誰もが入りしやすく、見やすい議場となるようユニバーサルデザインの視点に立った設計といたします。
- ・議会関連諸室は、活発な議会活動が行えるよう、情報通信環境や必要な設備の確保を図ります。同時に、議場のライブ中継や録音・録画など、議会活動の情報発信等ができるよう、検討いたします。
- ・議場形式については、他自治体においてさまざまな形式が導入されており、それらも参考に各形式の特徴を踏まえて慎重に検討いたします。

③柔軟性・可変性への配慮

- ・議事運営方式の改革、議員定数の増減など、将来的な変動要因に柔軟に対応できるよう、長期的な視点に立った整備を行います。

④議会関連諸室の有効利用

- ・議会関連諸室を災害時の一時避難スペースとして活用できるよう、仕様を検討いたします。
(平土間タイプの段差がない床形状、可動式家具、無線式議場設備機器の採用など)

(5) 環境負荷の低減機能

①自然エネルギーの有効活用

- 地中熱利用システム※や太陽光発電設備設置などの再生可能エネルギーの活用については、補助制度や技術革新などの動向を見極めながら導入を検討いたします。
- 自然採光や自然換気を積極的に取り入れ、施設の省エネルギー化を図ります。

②省エネルギー化の推進

- 人感センサーによる点灯、調光システムを必要に応じて採用し、照明負荷低減を図ります。
- エネルギー使用量の「見える化」を行い、日常から継続的に省エネルギー化に向けた取り組みを進めます。

③エネルギー負荷の低減

- 外断熱工法、断熱サッシ、高性能ガラスの採用など、外気からの影響を最小限に抑える高断熱、高気密の手法の採用を検討いたします。

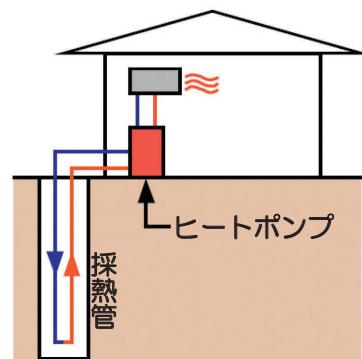
④人にやさしい材料の使用

- 内装等に使用する材料は、自然にある素材や人にやさしい素材（エコマテリアル）を積極的に使用し、快適な空間を構築いたします。

※地中熱利用システムとは

季節を問わず年間を通じて一定の温度である「地中の熱」を冷暖房や給湯に利用するシステム。

この「地中の熱」を採熱管から「ヒートポンプ」という機器を通してにより、使用電力の3~4倍の暖房エネルギーを作り出すことができ、少ない消費電力で効率的に熱エネルギーを得られる自然環境にやさしい冷暖房システムです。



(6) 維持管理に優れた長寿命化庁舎

①建築物の長寿命化

- ・構造体の高耐久化を図ります。
- ・内装材及び外装材は、耐久性の高い材料、汚れにくく清掃が容易な材料、修繕や更新が容易な材料の積極的な採用を検討いたします。
- ・塩害を受ける可能性のある箇所については、塩害対策を図ります。

②柔軟性・可変性の確保

- ・建物の柔軟な運用を可能にするため、費用対効果を検証しつつ、間仕切壁の可変性、床荷重や階高の余裕度、建築設備システムの可変性などを適切に確保いたします。
- ・建築設備システムは、若干の余裕を見込んだ機器容量の設定、または機器の増設を考慮したシステムといたします。

③保守作業性の配慮

- ・配管や配線、ダクトスペースは、保守点検等の作業が円滑に行えるよう配慮いたします。

7 役場新庁舎の各フロアの考え方

役場新庁舎は建設敷地との関係から3階建てとして検討を進め、現時点での各フロアの考え方は次のとおりとし、今後、設計作業を進める中で検討を重ねてまいります。

3階

議場等の議会関連諸室、各種会議室（一時避難スペース）
(議会事務局、監査事務局など)

2階

1階に配置された部署以外の部署
(総務課、防災対策室、企画財政課、建設課、水産課、教育委員会など)

1階

町民利用が多い窓口部署、福祉保健課関連の諸室
(町民課、税務課、出納室、福祉保健課など)

8 事業費の算定と財源対策について

(1) 事業費の算定

事業費の算定については、役場新庁舎の規模や設備内容の仕様などに大きく左右されます。このため、今後、規模や設備仕様などの検討を進め、計画する施設概要を基に、その後の「基本設計」作業の中で概算事業費を積算することいたします。

現在の庁舎規模は、「各室の積み上げによる必要面積（現時点の想定）」（19 ページ参照）で述べた 4,288m²としておりますが、コンパクトな庁舎となるよう、引き続き各種の検討を進めることいたします。

(2) 財源対策について

事業の財源について、地方債や補助制度の対象外となる部分は、財政調整基金等の一般財源で対応します。「緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税算入率 70%）」、「社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業：補助率 1/2）」等、有利な制度の活用を十分検討しながら、可能な限り財政負担の軽減に努めてまいります。

9 事業スケジュール（案）について

役場新庁舎については、「緊急防災・減災事業債」の期限である、平成 32 年度末までの完成を目指します。

